

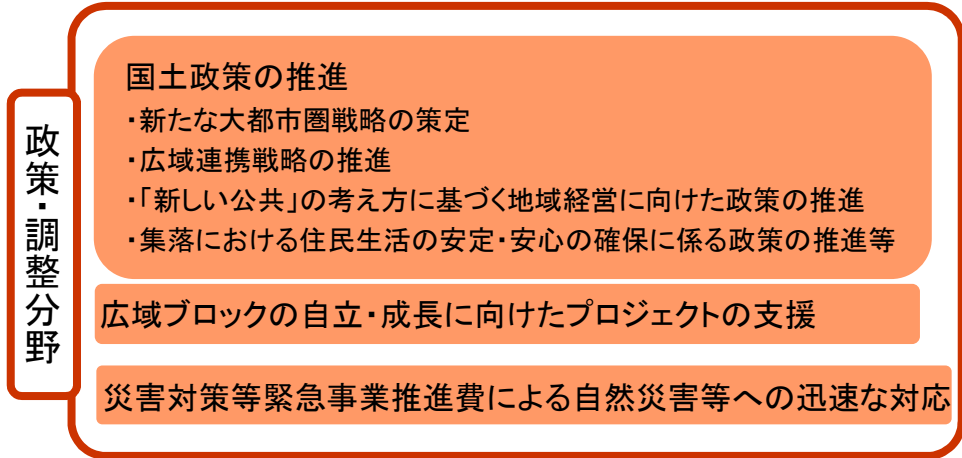
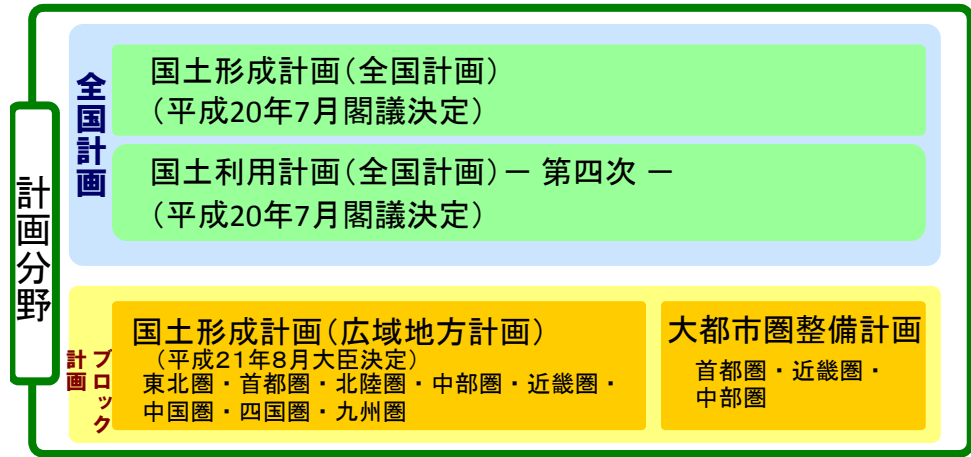
国土計画局の所掌事務について

国土交通省国土計画局
平成22年4月

目次

・国土計画局の所掌事務	1
・大都市圏戦略について	2
・官民連携による内発的地域戦略づくり	5
・「新しい公共」の実現に向けた地域の取組に対する支援について	6
・集落課題の取組の方向性	7
・国土形成計画について	8
・地理空間情報の活用の推進	10
・自然災害への迅速な対応(災害対策等緊急事業推進費)	11
・国土審議会	12
・国土計画局所管法令一覧	13

国土計画局の所掌事務 —国土の総合的な利用・開発・保全—

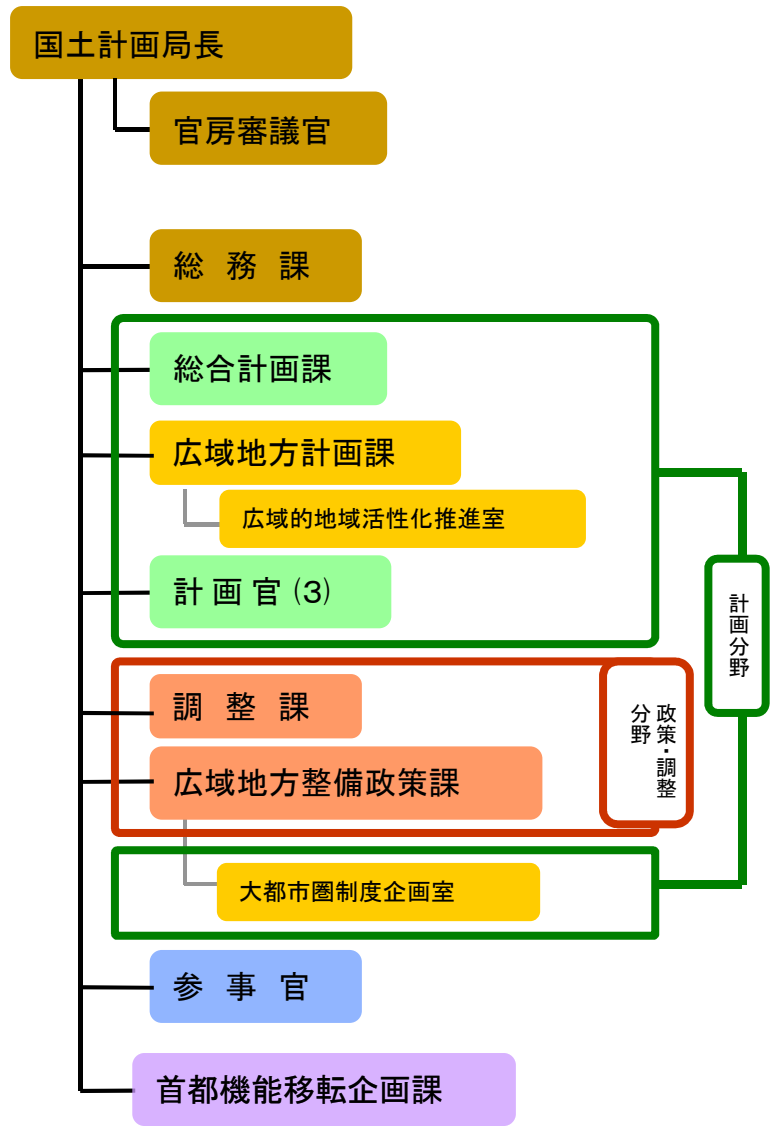


地理空間情報(GIS等)の整備・普及の推進
国土情報の整備

国会等の移転に関する総合的な政策の企画・立案

国の行政機関等の移転の推進

<国土計画局組織図>



※国会等の移転に関する調整は政策統括官

「新成長戦略」における大都市圏戦略関係の記述

「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月30日閣議決定）

（4）観光立国・地域活性化戦略

～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～

（大都市の再生）

大都市は、これまでは国の成長の牽引役としての役割を果たしてきたが、ソウル、シンガポール、上海、天津等の他のアジア都市は国を挙げて競争力向上のための取組を推進しており、国としての国際的、広域的視点を踏まえた都市戦略がなければ、少子高齢化もあいまって東京でさえ活力が失われ、国の成長の足を引っ張ることになりかねない。

このため、成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。この整備に当たっては、厳しい財政事情の中で、特区制度、PFI、PPP等の積極的な活用により、民間の知恵と資金を積極的に活用する。

第3回成長戦略策定会議（平成22年2月10日）配付資料

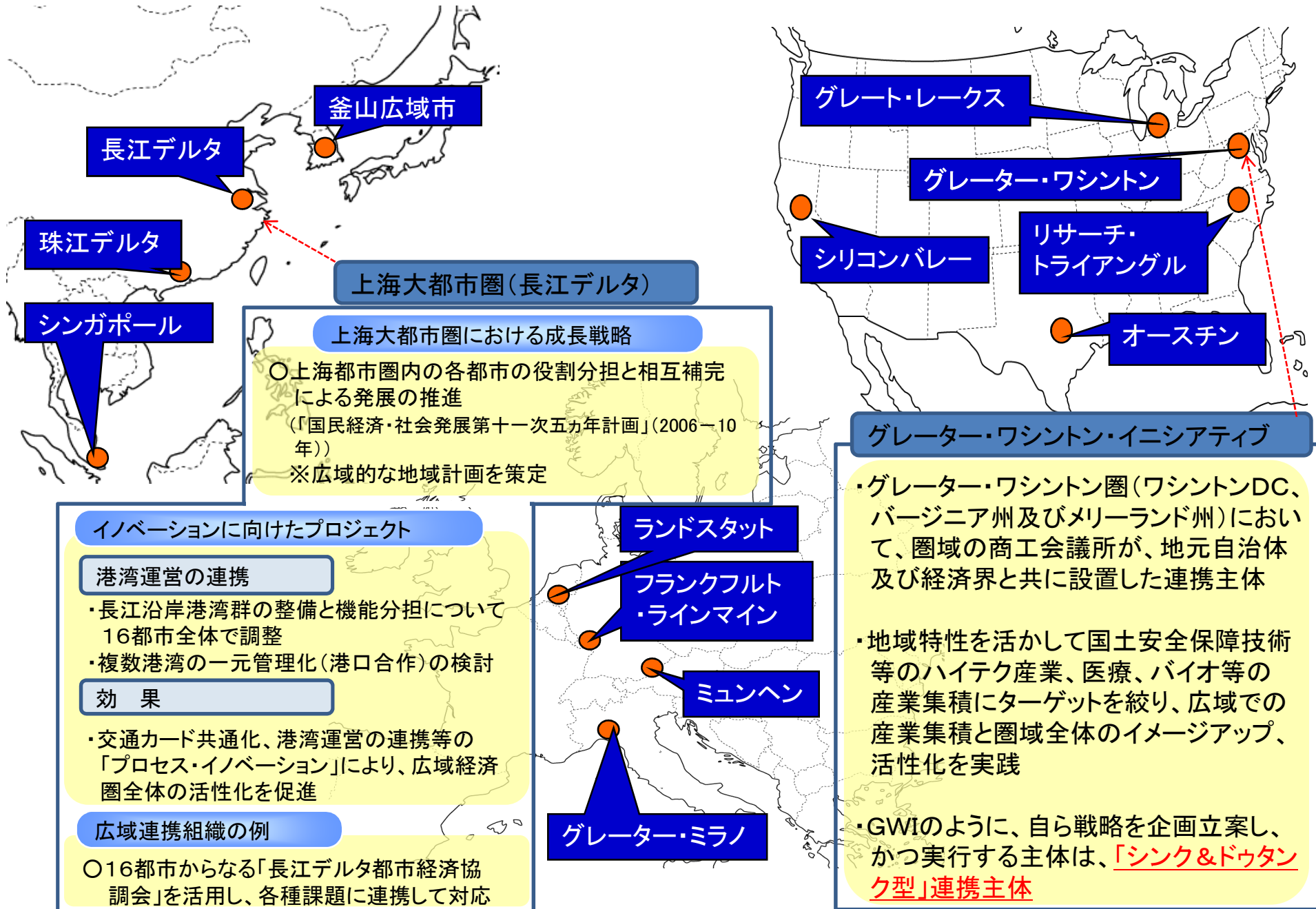
「新成長戦略早期実施事項に係る各府省提出資料（国土交通省）」

（4）観光立国・地域活性化戦略

⑩ 国際競争力強化に向けた新たな大都市圏戦略の策定 【平成22年度予算0.6億円】

- ・ ソウル、シンガポール、上海、天津、グレーター・ワシントン等、世界における成長著しい大都市圏は、国を挙げて競争力向上のための取組を推進しており、わが国の大都市圏についても、現行の大都市圏計画を抜本的に見直し、地域主権の考え方に留意しつつ、国際的、広域的視点を踏まえた国家戦略的観点からの「大都市圏戦略」を新たに策定する作業を進める。（戦略策定は、平成23年度目途）

世界のメガリージョン(Mega-regions)



上海大都市圏(長江デルタ)

上海大都市圏における成長戦略

○上海都市圏内の各都市の役割分担と相互補完による発展の推進
 (「国民経済・社会発展第十一次五カ年計画」(2006-10年))
 ※広域的な地域計画を策定

イノベーションに向けたプロジェクト

港湾運営の連携

- ・長江沿岸港湾群の整備と機能分担について16都市全体で調整
- ・複数港湾の一元管理化(港口合作)の検討

効果

- ・交通カード共通化、港湾運営の連携等の「プロセス・イノベーション」により、広域経済圏全体の活性化を促進

広域連携組織の例

○16都市からなる「長江デルタ都市経済協調会」を活用し、各種課題に連携して対応

グレーター・ワシントン・イニシアティブ

- ・グレーター・ワシントン圏(ワシントンDC、バージニア州及びメリーランド州)において、圏域の商工会議所が、地元自治体及び経済界と共に設置した連携主体
- ・地域特性を活かして国土安全保障技術等のハイテク産業、医療、バイオ等の産業集積にターゲットを絞り、広域での産業集積と圏域全体のイメージアップ、活性化を实践
- ・GWIのように、自ら戦略を企画立案し、かつ実行する主体は、「**シンク&ドゥタンク型**」連携主体

大都市圏制度の概要

三大都市圏（首都圏、近畿圏、中部圏）においては、昭和30年代以降、高度経済成長期における既成市街地等への人口・産業の過度の集中による外部不経済の防止等を目的とし、それぞれ大都市圏整備計画を策定し、具体的な施策を展開。

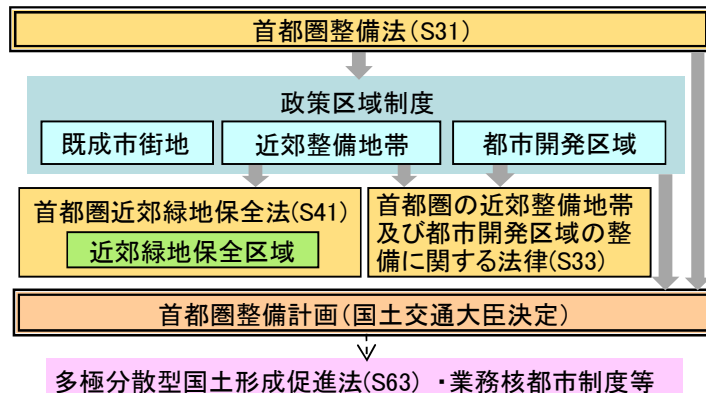
体系

- ・首都圏整備法、近畿圏整備法、中部圏開発整備法に基づき、国土交通大臣（省庁再編前は内閣総理大臣）が首都圏整備計画等を策定。計画には、人口規模、土地利用の基本的方向及び各種事業を定める。

○首都圏整備計画の主な目的と具体的施策

主な目的	主な具体的施策
東京への過密集中の抑制（1次）	政策区域制度 工業等制限制度
広域的な緑地保全（2次）	近郊緑地保全制度
国際中心都市の形成 大都市圏の解決（4次）	業務核都市制度
分散型ネットワーク 構造（現行（5次））	業務核都市等を広域連携拠点として育成・整備

○首都圏整備関連の法体系

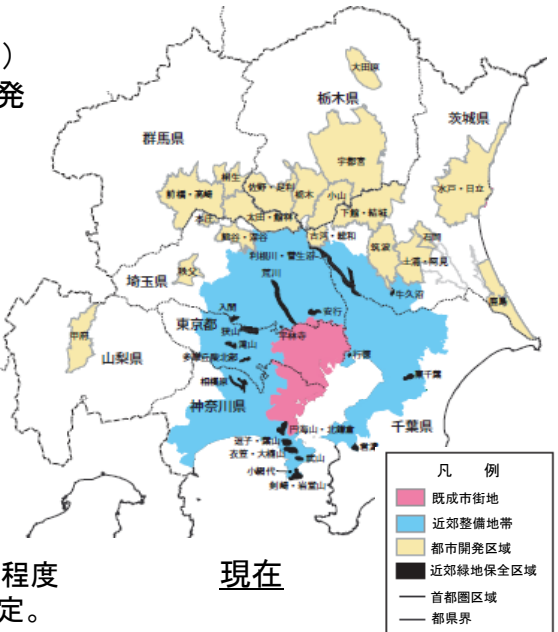


主な施策（首都圏）

【政策区域制度】（首都圏整備法：昭和31年）

- ・既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域を指定し、計画的に整備。

昭和33年当時

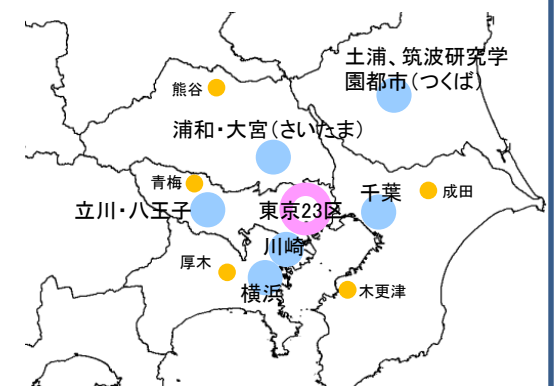


※制度創設当初は、既成市街地周辺を10km程度の幅を持ったグリーンベルトとすることを想定。

【業務核都市制度】（多極分散型国土形成促進法：昭和63年）

- ・東京圏における業務機能等の適正な配置を図るため、横浜、川崎、さいたま、千葉等を諸機能の集積の核となる業務核都市として重点的に育成・整備。

- 業務核都市
- 副次核都市



※第4次首都圏基本計画(S61)における業務核都市・副次核都市

官民連携による内発的地域戦略づくり

我が国における「シンク&ドゥタンク」型機関の活動事例

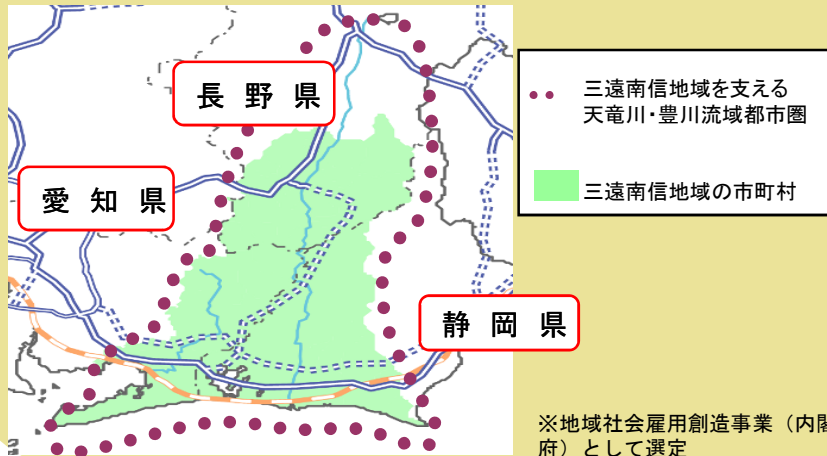
取組主体

三遠南信地域連携ビジョン推進会議（SENA）

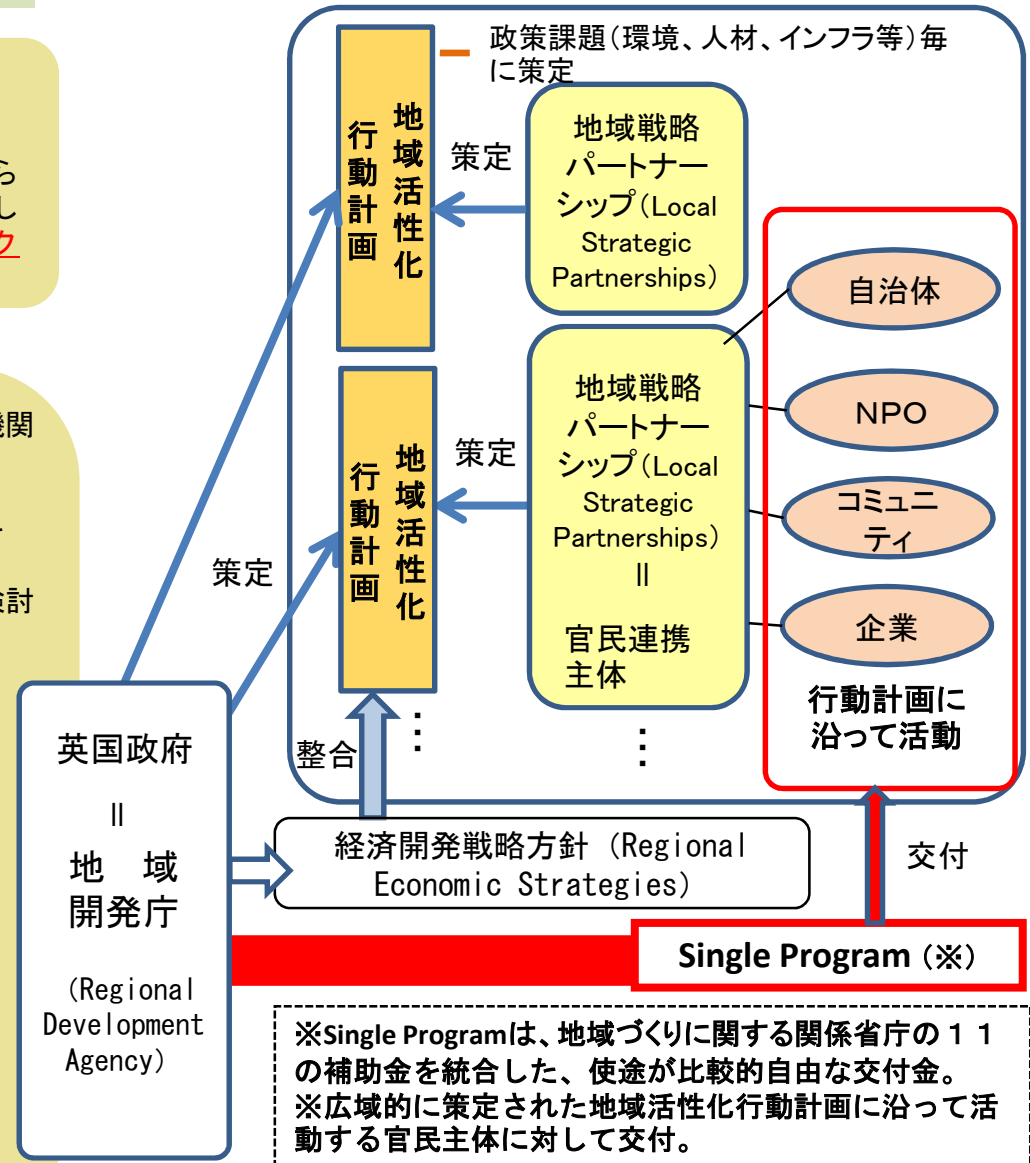
商工会議所、商工会及び市町村（浜松市、豊橋市、飯田市等）から組織されている、「三遠南信250万流域都市圏」の形成を目指して三遠南信地域連携ビジョンの具体化に向けて取り組む、「シンク&ドゥタンク」型広域連携機関の先駆け。

特徴

- 県境を越える地域づくり（インフラ、広域物流網、公共交通機関の利便性増強等）に向けたビジョンを策定（Think）
&
- 現在、海外企業とのマッチングやアンテナショップの設置等を通じ、「三遠南信」のブランド化を实践
- 今後は、以下のような施策を広域的に実施（DO）することを検討
 - ・ 塩の道エコミュージアムの形成
 - ・ 医療・公共施設の広域利用
 - ・ 地域内の大学と連携した人材育成[※]と産業拠点形成



英国の広域的な地域戦略について

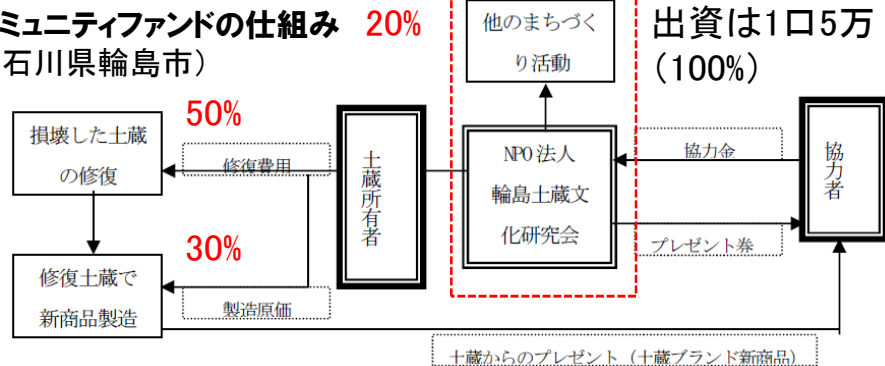


「新しい公共」の実現に向けた地域の取組に対する支援について

○「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業(H20, H21年度)を通じて、以下の事例のような多様な主体の協働による地域経営の取組が生まれた。

① NPOによる震災復興コミュニティファンド構築

コミュニティファンドの仕組み 20%
(石川県輪島市)



H19年の能登半島地震により被災した土蔵の修復に向け、NPOがコミュニティファンドを構築。

② 古民家等を活用した二地域居住の促進



山梨県山梨市

NPOが古民家改修体験や空き家物件等の情報提供を行い、都会からの二地域居住希望者のニーズとのマッチングを図り、二地域居住を促進。

今後は、①多様な主体による地域経営を支えるための制度構築に向けた検討の一環として、広域的な支援ネットワークの構築に対する支援の在り方について検討するとともに、②内閣府に設置された「新しい公共」円卓会議における議論を踏まえ、内閣府と連携し新しい政策を検討。

① ネットワーク構築への支援の在り方の検討

・「地域で活躍するNPO関係者等との意見交換会」

地域経営や人材育成に係る先導的な活動をされているソーシャル・アントレプレナー(NPO関係者等)との意見交換を実施

・「『新たな公』(地域づくりの担い手)活動報告会」

(平成21年12月～全国各ブロックで実施)

モデル事業参加全団体によるブロック毎の活動報告及び意見交換を実施し、政策的課題の抽出

② 第1回「新しい公共」円卓会議(平成22年1月27日)

「新しい公共」という考え方やその展望を市民、企業、行政などに広く浸透させるとともに、これからの日本社会の目指すべき方向性やそれを実現させる制度・政策の在り方などについて議論

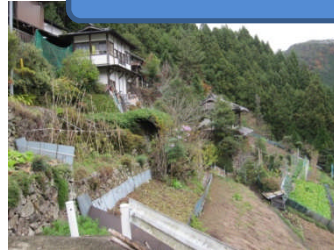
検討事項

- (1) 先進事例スタディ(現場の話を聞く)
- (2) 環境整備(「新しい公共」を促進するための社会制度の提案)

集落課題の取組の方向性

集落課題の背景と基本的な取組方針

人口減少・高齢化の
進展が著しい集落
住民
住み続けたいとの意向



緊急的課題

集落で現に住んでいる人
の暮らしの安定・安心の確保

取組に対する基本的姿勢

- ・多様な主体の連携
- ・地域外の力の活用
- ・取組のための柔軟な枠組み

基礎的な生活サービスの確保

- ・診療所、商店等の集落からの撤退
- ・運転できない高齢者、一人暮らしの女性

「小さな拠点」と アクセス手段の確保

「小さな拠点」: 医療や食料品・日用品の買い物
等の基礎的な生活サービスの提供
機能を有する複合的な拠点

多様な主体の参画により実現

多業による生計の維持

- ・農業生産条件の不利な中山間地域等では、大規模経営による収益確保が困難
- ・兼業機会の減少

生計の維持のために、農林業の
収入に加えて少額の収入の追加

「範囲の経済性」が発揮できる
「多業」や「半農半X」という
就業形態で事業展開

管理放棄地への適切な対応

- ・管理放棄地の実態把握が不十分
- ・所有者が不明の管理放棄地等で、境界が認知できない事態の発生が懸念
- ・耕作放棄地等によって周辺営農環境の低下等の外部不経済の発生

新たな担い手の参入の促進
地域による共同管理等の導入

施策の実現のための人材と資金の確保

人材の活動環境の整備

意欲ある普通の人をリーダーやコーディネーターとして活躍できる仕組み

外部からサポートする
中間支援組織、人材が必要



資金の確保

- ・ソフト施策に対する財政支援の充実
- ・「『志』ある投資」を促進
- ・多様な形態での企業の参画の促進
(社員の福利厚生の一環など)

この他、
・より積極的に若い世代を呼び込んで活性化を追求する方策
・地域住民の十分な話し合いの下で計画的撤退を円滑に進める方策
など、地域特性に応じて様々な課題が存在。

国土形成計画について

- 量的拡大「開発」基調から「成熟社会型の計画」へ
- 国主導から二層の計画体系（分権型の計画づくり）へ

国土形成計画の枠組み

根拠法：国土形成計画法
 （国土総合開発法の抜本改正により平成17年に成立）

全国計画（平成20年7月閣議決定）

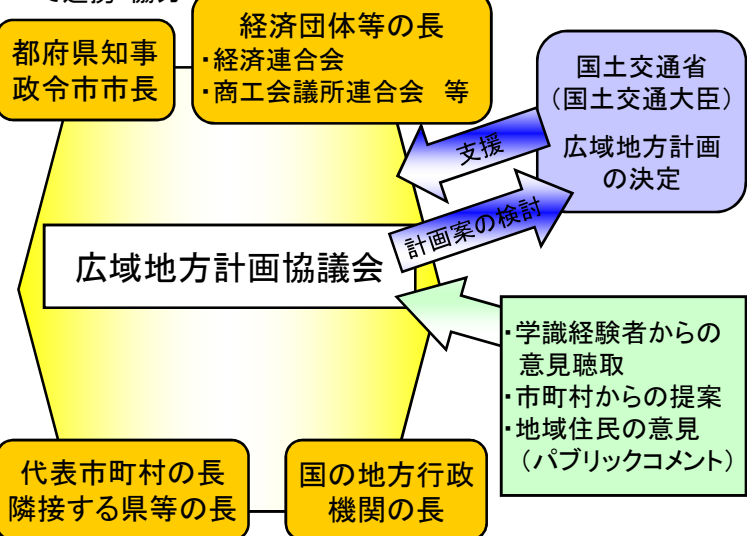
- 長期的な国土づくりの指針（閣議決定）
- 地方公共団体から国への計画提案制度



広域地方計画（平成21年8月策定）

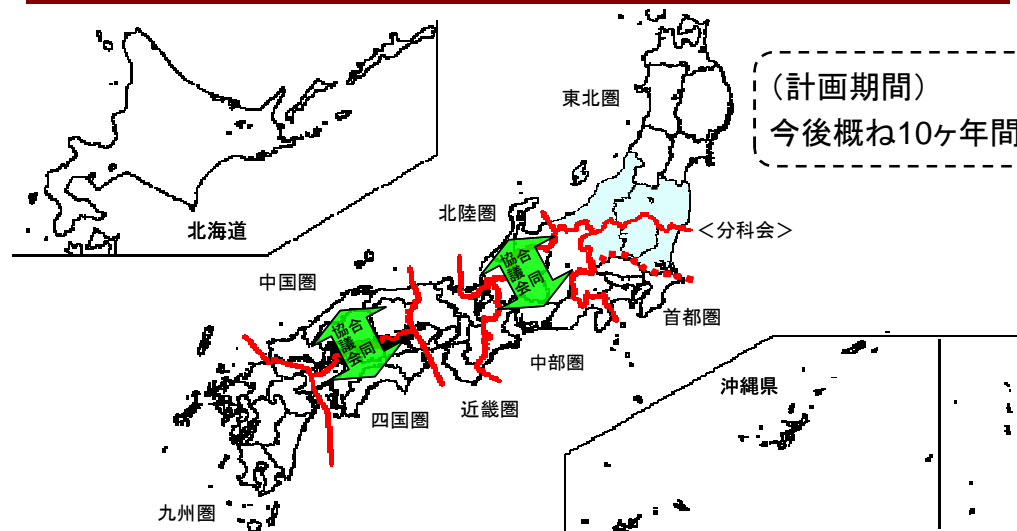
○ 国と地方の協働による広域ブロックづくり

- ・ 国、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織
- ・ 計画の策定に向けて、同協議会において各主体が対等な立場で連携・協力



新しい国土像

多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る



- 広域ブロックごとに特色ある戦略を描く
- 各ブロックが交流・連携、相乗効果による活力
- 各地域が相互に補い合って共生
- 文化・伝統や個性ある景観など美しい国土の再構築

このためブロックの外に向かっては、とりわけ、

- ・ 東アジア等との交流・連携
- ・ 太平洋のみならず、日本海及び東シナ海の活用

ブロックの内部では、

- ・ 成長エンジンとなる都市・産業の強化
- ・ 各地域が連携、相互補完
- ・ 地域の総合力を結集し、安心して暮らせる生活圏域を形成

国土形成計画(全国計画)について

平成20年7月4日閣議決定

新しい国土像

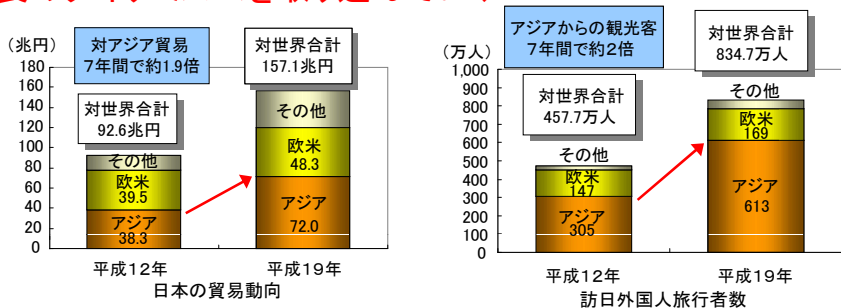
多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る

新しい国土像実現のための戦略的目標

＜グローバル化や人口減少に対応する国土の形成＞

東アジアとの円滑な交流・連携

広域ブロックが東アジアの各地域と直接交流・連携し、アジアの成長のダイナミズムを取り込んでいく



持続可能な地域の形成

人口減少下においても、地域力(地域の総合力)の結集、地域間の交流・連携により、魅力的で質の高い生活環境を維持していく

＜安全で美しい国土の再構築と継承＞

災害に強いしなやかな国土の形成

減災の観点も重視した災害対策や災害に強い国土構造への再構築を進め、安全で安心した生活を保障していく

美しい国土の管理と継承

美しい国土を守り、次世代へと継承するため、国土を形づくる各種資源を適切に管理、回復



＜4つの戦略的目標を推進するための横断的視点＞

「新たな公」を基軸とする地域づくり

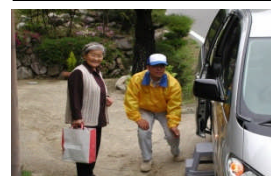
多様な主体の参画を、地域の課題の解決やきめ細かなサービスの供給につなげる

従来の私の領域で
公共的価値を含む活動



空き店舗を託児所に活用した
中心市街地活性化(高知市)

公と私の中間的な領域を
新たに担う活動



NPO等による過疎地有償
運送(長野県中川村)

従来の公の領域で
民間が主体的に担う活動



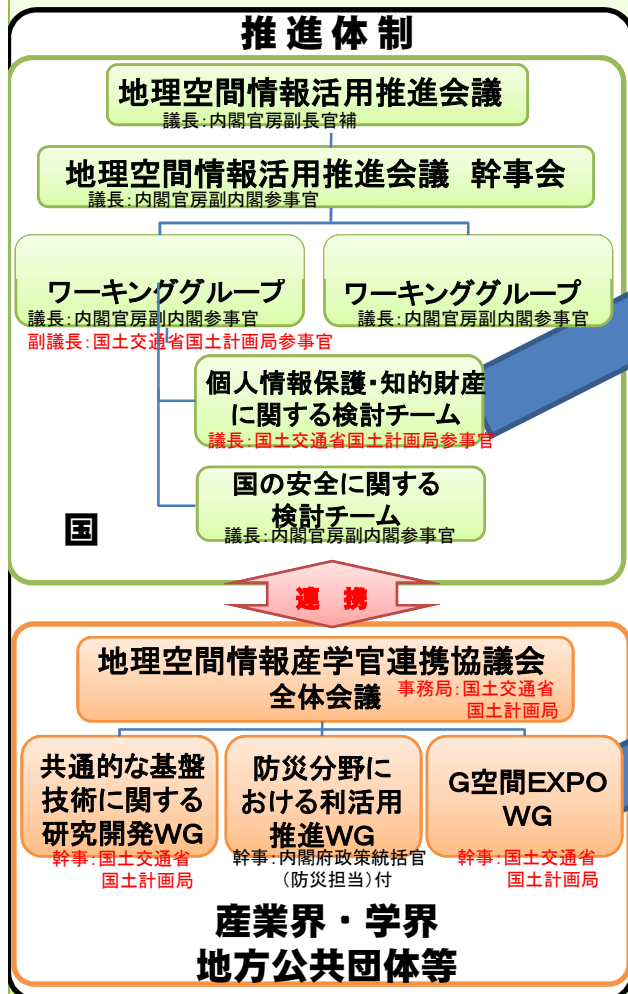
市民との協働による河川敷
の清掃活動(熊本県白川)

地理空間情報の活用の推進

地理空間情報活用推進基本法 (H19.5成立)

地理空間情報活用推進基本計画 (H20.4閣議決定)

産・学・官の連携により各種施策を展開



地理空間情報に係るルール等の整備

・個人情報等に関するガイドラインの作成



地理空間情報に係る普及・啓発

・G空間EXPOにおけるシンポジウム等の実施



地理空間情報高度活用社会

国土の利用、整備及び保全の推進等

- ・国土計画や環境計画などの策定、公共施設の維持・管理や離島の管理・保全に利用
- ・災害状況の把握、復旧・復興支援などに活用



行政の効率化・高度化

- ・基盤的地図データの共用・一元的整備による費用軽減
- ・資料収集、照会等の労力軽減により、高度な業務への注力が可能に
- ・GISと電子会議室を組み合わせたまちづくりの意見・情報集約など質の高い取組



国民生活の安全・安心と利便性の向上

- ・高齢者や児童の見守り・移動支援など高度な民間サービスの提供
- ・公共施設などの情報や行政情報をワンストップでわかりやすく容易に提供



新たな産業・サービスの創出と発展

- ・屋内も含めた高度なナビゲーションなどの実現
- ・携帯電話と衛星測位機能の組合せによるサービス発展や、コンテンツの流通環境が広がることによるビジネスチャンスの拡大



自然災害等への迅速な対応(災害対策等緊急事業推進費)

○住民の安全・安心の確保に資することを目的とし、洪水・豪雨・高潮・地震・津波等の自然現象による災害を受けた地域、及び公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等において、緊急に実施すべき事業を迅速に立ち上げ、推進を図る。

※平成16年の新潟中越地震等を契機に平成17年度に制度創設。平成17年の竹の塚踏切事故を契機に18年度から公共交通安全の部創設

活用イメージ

【災害対策の部】

○ 被災後直ちに浸水対策、法面崩壊対策など再度災害防止のための対策等を実施する事業

・浸水対策



対策イメージ(河道の掘削)



・法面崩壊対策



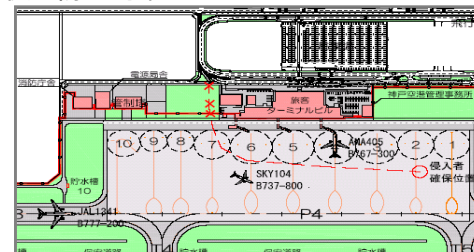
対策イメージ(落石防護柵の設置)



【公共交通安全対策の部】

○ 不法侵入防止強化など公共交通の安全・安心を確保するための対策を緊急に実施する事業

・侵入防止対策



対策イメージ



21年度の配分事例

○中国・九州北部豪雨(平成21年7月)

・榎野川(ふしのがわ)水系榎野川(山口県山口市)の洪水対策 ・国道385号(福岡県筑紫郡)の法面崩壊対策 他

○台風9号(平成21年8月)

・千種川水系千種川(兵庫県佐用町等)の洪水対策 ・揖保川水系揖保川(兵庫県宍粟市)の洪水対策 他

○国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議。

○あわせて、専門的な審議を機動的に運営するため、分科会を設置。

(1) 構成

根拠法 : 国土交通省設置法 (第6条)

任命権者 : 国土交通大臣

委員数 : 定数30人以内

衆議院議員 6人

参議院議員 4人

学識経験者 定数20人以内 (任期3年)

(2) 分科会

下記の7の分科会が国土審議会の下に設置されている。(国土審議会令)

分科会名	主な調査審議事項
土地政策分科会	土地に関する総合的かつ基本的な施策に関する事項 等
水資源開発分科会	水資源開発基本計画 等
北海道開発分科会	北海道総合開発計画 等
豪雪地帯対策分科会	豪雪地帯に関する重要事項 等
山村振興対策分科会 (H27.3.31まで)	山村振興法の施行に関する重要事項 等
特殊土壌地帯対策分科会 (H24.3.31まで)	特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項 等
離島振興対策分科会 (H25.3.31まで)	離島振興に関する重要事項 等

1. 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 (6人)

岡本 充 功 衆議院議員
 篠原 孝 衆議院議員
 神風 英 男 衆議院議員
 園田 康 博 衆議院議員
 中谷 元 衆議院議員
 細田 博 之 衆議院議員

2. 参議院議員のうちから参議院が指名する者 (4人)

加藤 敏 幸 参議院議員
 鈴木 政 二 参議院議員
 林 芳 正 参議院議員
 広田 一 参議院議員

3. 学識経験を有する者 (20人以内)

岩崎 美紀子 筑波大学大学院人文社会科学部研究科教授
 ○大西 隆 東京大学大学院工学系研究科教授
 ◎岡村 正 (株)東芝相談役
 沖 大 幹 東京大学生産技術研究所教授
 神尾 隆 トヨタ自動車(株)相談役、(社)中部経済連合会副会長
 川勝 平 太 静岡県知事
 木村 陽 子 元 奈良女子大学教授
 清原 慶 子 三鷹市長
 小谷部 育 子 日本女子大学家政学部教授
 崎田 裕 子 ジャーナリスト、環境カウンセラー
 佐藤 宣 子 九州大学大学院農学研究院教授
 澤田 陽 子 全日本自治団体労働組合副中央執行委員長
 生源寺 眞 一 東京大学大学院農学生命科学研究科長
 田崎 史 郎 (株)時事通信社解説委員長、政治評論家
 原田 昇 東京大学大学院工学系研究科教授
 松下 正 幸 パナソニック(株)代表取締役副会長
 (社)関西経済連合会副会長
 御厨 貴 東京大学先端科学技術研究センター教授
 宮脇 淳 北海道大学公共政策大学院教授
 望月 久美子 (株)東急住生活研究所代表取締役所長

国土計画局所管法令一覧

- 国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号） [総務課、総合計画課、広域地方計画課、調整課]
- 首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号） [広域地方整備政策課]
- 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和 33 年法律第 98 号）
[広域地方整備政策課／土地・水資源局、都市・地域整備局と共管]
- 近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号） [広域地方整備政策課]
- 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和 39 年法律第 145 号）
[広域地方整備政策課／土地・水資源局、都市・地域整備局と共管]
- 首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号） [広域地方整備政策課／都市・地域整備局と共管]
- 中部圏開発整備法（昭和 41 年法律第 102 号） [広域地方整備政策課]
- 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和 42 年法律第 102 号）
[広域地方整備政策課]
- 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号） [広域地方整備政策課／都市・地域整備局と共管]
- 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号） [総合計画課／土地・水資源局と共管]
- 多極分散型国土形成促進法（昭和 63 年法律第 83 号）
[広域地方整備政策課、総務課、首都機能移転企画課／総合政策局、北海道局及び内閣府、総務省、農水省、経産省と共管]
- 国会等の移転に関する法律（平成 4 年法律第 109 号） [首都機能移転企画課／内閣府と共管]
- 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号）
[総務課、広域地方計画課、調整課／都市・地域整備局、港湾局と共管]
- 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号） [参事官／国土地理院及び内閣官房、総務省、文科省、経産省他と共管]
- 株式会社日本政策投資銀行法（平成 19 年法律第 85 号） [広域地方整備政策課／北海道局及び財務省と共管]